

社会福祉施設等の種類と目的

| | 種 別 | 施設・事業の目的および対象者 |
|------------|---|---|
| 生活保護関係 | 救護施設 | 生活保護を必要とする人で、身体上または精神上に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な方が入所して、生活扶助を受ける施設です。 |
| | 更生施設 | 生活保護を必要とする人で、身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする方が入所して、生活扶助を受ける施設です。 |
| | 医療保護施設 | 生活保護を必要とする人で、医療を必要とする方に対し、医療の給付を行うための施設です。 |
| | 授産施設 | 生活保護を必要とする人で、身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている方に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設です。 |
| | 宿所提供施設 | 生活保護を必要とする住居のない世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設です。 |
| 老人福祉関係 | 養護老人ホーム | 65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方を入所させ養護する施設です。 |
| | 特別養護老人ホーム | 65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方、または介護保険法の規定による介護福祉サービスを利用する方を入所させ養護する施設です。 |
| | 軽費老人ホーム | 原則60歳以上の方で、家庭環境、住宅事情等により居宅生活が困難な方が、無料または低額な料金で利用できる施設です。A型（食事付）、B型（自炊）、都市型及びケアハウスの4種類があります。なお、平成20年6月以降に開設（増築または全面的に改築された部分を含む）された軽費老人ホームでは食事が提供され、従来のB型のような自炊規定はなくなりました。 |
| | 有料老人ホーム | 高齢者を入所させ、食事提供やその他日常生活に必要な支援を行うことを目的とする施設です。老人福祉施設以外の施設をいいます。中でも介護付有料老人ホームを「特定施設入居者生活介護」といい、他に住宅型有料老人ホーム、健康型老人ホーム等があります。 |
| | 老人福祉センター | 地域の高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進やレクリエーションのための便宜を総合的に提供します。A型とその機能を補完するB型があり、さらにA型の保健部門を強化した特A型があります。 |
| | 老人デイサービスセンター | 65歳以上で、身体上もしくは精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある方や、介護保険法の規定による通所介護サービスを利用する方に対し、通所により入浴・給食等の各種サービスを提供することで心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担軽減を図ります。 |
| | 老人短期入所施設 | 居宅の要介護者に対して、短期間施設入所させ、入浴・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供します。 |
| | 小規模多機能型居宅介護事業 | 居宅の要介護者に対して、居宅において、または通所にて、もしくは短期間宿泊させ、入浴・食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行います。 |
| | 認知症対応型老人共同生活援助 | 要介護状態で認知症のある方に対して、共同生活住居において日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営む事が出来るようにする施設です。 |
| | 老人介護支援センター | 高齢者やその家族からの在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護等のニーズに対応した各種保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関・サービス実施機関等との連絡調整等の支援を行います。 |
| 地域包括支援センター | 地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域の中核機関です。主な業務として、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②指定介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握などを行います。 | |

| | 種 別 | 施設・事業の目的および対象者 |
|--------|---------------|---|
| 老人福祉関係 | 介護老人保健施設 | 65歳以上の方で、常時介護が必要な方で自宅での生活が困難な方を対象に、日常生活の援助やリハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、利用する方の在宅復帰を目的としています。 |
| | 介護療養型医療施設 | 介護保険による、入院する要介護者の方へ療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、その他の援助及び機能訓練や必要な医療を行う病床を有する医療施設です。 |
| | 訪問介護事業 | 日常生活に支障のある、おおむね65歳以上の方がいる家庭で、本人や家族が介護や家事等の援助を必要としている際に、ホームヘルパー等がその家庭に訪問し、高齢者の介護や家事、相談・助言をする事業です。 |
| 障害者関係 | 身体障害者福祉センター | 在宅の身体障害者とその家族、ボランティアなどが自由に交流し、文化活動等を行う拠点です。都道府県、政令指定都市単位に設置され、各種相談や機構訓練、社会参加と交流の促進、スポーツ・レクリエーションなどのサービスを総合的に提供するA型と人口10万人を単位として設置され、デイサービス事業や関係福祉団体に対する便宜の供与を行うB型があります。 |
| | 補装具製作施設 | 無料または低額な料金で、補装具の製作または修理を行う施設です。 |
| | 視覚障害者情報提供施設 | 無料または低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物、その他各種情報を記録したものであって、専ら視覚障害者が利用するものを製作し、もしくはこれらを視覚障害者の利用に役立てる施設です。 |
| | 心身障害者福祉作業所 | 在宅の知的障害者及び身体障害者であって雇用されることが困難な方に対し、設備や仕事を提供することや、生活指導や自立に向けた活動支援を行うことを目的とし、市町村、法人等が設置運営する施設です。 |
| | 心身障害者小規模福祉作業所 | 在宅の知的障害者及び身体障害者であって、雇用されることが困難な方に対し、就労の機会を提供し、生活指導を併せて行い、自立に向けた活動支援を行うことを目的とし、個人または民間の団体（NPO法人を含む）が設置運営する施設です。 |
| | 盲導犬訓練施設 | 無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設です。 |
| 児童福祉関係 | 障害児入所施設 | 障害のある児童を入所させ、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 |
| | 児童発達支援センター | 地域の障害のある児童に対して、通所にて日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と併せて治療を行う「医療型」があります。 |
| | 児童養護施設 | 保護者のいない児童、虐待を受けている児童、家庭環境や事情により家庭での養育が難しい児童を入所させて養育する施設です。家庭に替わる生活の場であり、協調性や思いやりの心を育みながら生活します。また、退所した方に対する相談、その他自立のための援助も併せて行います。 |
| | 児童自立支援施設 | 不良行為を行ったか、あるいはその恐れのある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、または保護者の下から通わせ、必要な指導を行い、自立を支援する事を目的とする施設です。学科指導、職業指導が行われ、退所後の児童に対しても必要な相談援助を行います。 |
| | 児童厚生施設 | 遊びを通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設です。地域の関係づくりの場として、母親クラブや地域ネットワーク等、地域での子育てのための環境づくりを進めています。主に屋外で遊ぶ児童遊園と、主に屋内で遊ぶ児童館があります。 |
| | 乳児院 | 保護者がいない、または保護者の事情で家庭の養育ができない乳幼児を預かって養育する施設です。短時間の利用や子育てに関する相談なども行っています。 |
| | 助産施設 | 保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が入院し、助産を受けることができる施設です。 |
| | 母子生活支援施設 | 18歳未満の子どもを養育している母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる施設です。DVなどの被害者の一時保護も行っています。生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。 |
| | 保育所 | 保護者が働いていたり、病気等の理由により、家庭において十分な保育が受けられない乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。保育士により、養護と教育が一体的に行われます。その他にも利用者や地域の子育て家庭のために、育児相談などを行っている施設もあります。 |

| | 種 別 | 施設・事業の目的および対象者 |
|--------|-------------|---|
| 児童福祉関係 | 情緒障害児短期治療施設 | 心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。 |
| | 児童家庭支援センター | 子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設です。また、児童相談所、児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行います。児童相談所を補完するものとして、児童福祉施設等に設置されています。 |
| 関婦人保護 | 婦人保護施設 | 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題をもち、それを解決するための機関がないために保護、援助を必要とする女性に対し、生活指導、職業指導や就労援助などを行い社会復帰に向けた支援を行う施設です。 |
| その他 | 社会福祉協議会 | 地域社会において、民間の自主的な福祉活動を展開し、住民の柔軟な福祉活動を推進、福祉の諸問題を解決するための公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする団体です。 |

●障害者総合支援法に基づく施設・事業所で行うサービス

| サービス名 | サービス内容 |
|---------------------|---|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営む事に支障のない障害のある方や、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用しながら共同生活を営む住居に入居している障害のある方に対し、主に夜間、相談やその他日常生活上の援助を行います。(平成26年4月1日から、共同生活介護(ケアホーム)と一元化されました。) |
| 療養介護 | 常時介護を要する障害のある方に、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の援助を行います。 |
| 生活介護 | 常時介護を要する障害のある方を対象に、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として、通所による様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。 |
| 自立訓練(機能訓練) | 身体障害のある方に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行うものです。 |
| 自立訓練(生活訓練) | 知的障害または精神障害のある方に対し、自立した日常生活・社会生活を営む事が出来るように、一定の期間、生活能力向上のために必要な訓練等を実施します。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や、就労に関する相談支援を行います。 |
| 就労継続支援A型 (雇用型) | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく就労機会の提供、知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。 |
| 就労継続支援B型 (非雇用型) | 就労経験のない障害のある方に対し、就労機会や生産活動などの機会の提供、知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。 |
| 地域活動支援センター | 障害のある方に対して、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。 |
| 福祉ホーム | 住居を求めている障害のある方に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を提供する施設です。 |